

個人情報ファイル簿（単票）

令和 8 年 7 月 10 日作成

個人情報ファイルの名称	児童手当	
市の機関の名称	角田市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民福祉部 子育て支援課	
個人情報ファイルの利用目的	児童手当及び特例給付の認定及び支給事務を行うため	
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 電話番号、5 住所、6 所得、7 口座番号、8 家族情報、9 年金・保険情報、10 資格情報、11 支払状況、12 マイナンバー	
記録範囲	児童手当の受給者、配偶者、児童	
記録情報の収集方法	提出された児童手当認定請求書、各種変更申請書及び添付書類、住民基本台帳システム（住民情報・課税情報）	
記録情報に要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受付する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部 総務課 総務係	
	（所在地）〒981-1592 角田市角田字大坊 4 1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第 60 条第 2 項第 1 号（電算処理ファイル） →紙媒体の有無（政令第 21 条第 7 項に該当するファイル） ☐ 有 ☒ 無	☐ 法第 60 条第 2 項第 2 号（マニュアル（手作業）処理ファイル）
備 考		